

○唐津市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和7年12月26日

告示第347号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

**第2条** 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(5) 申請時の前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6) 申請時の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7) 過去のまちづくり活動の実績を示す書面

(8) 指定後のまちづくり活動を予定する地域を示す図面

(9) 法第119条に規定する業務に関する計画書

(10) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

**第3条** 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

(1) まちづくりの推進を活動目的としていること。

(2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。

- (3) 唐津市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
  - (4) 業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
  - (5) 関係行政機関又は活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。
  - (6) 申請者又は申請者の役員が、次のいずれにも該当しないと認められること、又は次に掲げる者が申請者の経営に実施的に関与していないと認められること。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。
- (名称等の変更)

- 第4条** 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。
- 2 都市再生推進法人は、その業務の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務等変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、法第118条第4項の規定

により公示するものとする。

(事業の報告)

**第5条** 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかに当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、法第121条第1項の規定により、法第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(改善命令)

**第6条** 市長は、都市再生推進法人が法第119条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、都市再生推進法人に対しその業務の運営の改善に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(指定の取消し)

**第7条** 市長は、都市再生推進法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しないと認められたとき。
  - (2) 前条の規定による命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年　月　日

唐津市長 様

法人の住所

法人の名称

代表者名

事務所の所在地

都市再生推進法人指定申請書

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けたいので、次の書類を添え、申請します。

1 定款

2 登記事項証明書

3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

4 事務所の所在地、組織、沿革及び構成員の事務分担を記載した書面

5 申請時の前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

6 申請時の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

7 過去のまちづくり活動の実績を示す書面

8 指定後のまちづくり活動を予定する地域を示す図面

9 法第119条に規定する業務に関する計画書

10 その他、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

※ この申請書の提出をもって、申請者又は唐津市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第2項第3号に記載した者が、同要綱第3条第1項第6号アからキまでに該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第3条関係）

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長

都市再生推進法人指定通知書

令和 年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、都市  
再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人として指定します。

1 指定番号

2 法人の名称

3 法人の住所

4 事務所の所在地

5 業務

第3号様式（第4条関係）

年　月　日

唐津市長 様

都市再生推進法人の住所

都市再生推進法人の名称

代表者指名

都市再生推進法人名称等変更届出書

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

|            |   |  |  |
|------------|---|--|--|
| 指定年月日・指定番号 | 年　月　日　第　号   |  |  |
| 変更予定年月日    | 年　月　日   |  |  |
| 変更する事項     | <input type="checkbox"/> 法人の名称<br><input type="checkbox"/> 法人の住所<br><input type="checkbox"/> 代表者の氏名<br><input type="checkbox"/> 事務所の所在地<br><input type="checkbox"/> その他 |  |  |
| 変更の内容      | 変更前   |  |  |
|            | 変更後   |  |  |

第4号様式（第4条関係）

年　月　日

唐津市長 様

都市再生推進法人の住所

都市再生推進法人の名称

代表者指名

都市再生推進法人業務等変更届出書

唐津市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

|            |     |           |
|------------|-----|-----------|
| 指定年月日・指定番号 |     | 年　月　日　第　号 |
| 変更年月日      |     | 年　月　日     |
| 変更の内容      | 変更前 |           |
|            | 変更後 |           |
| 変更の理由      |     |           |